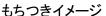
親子で里山の餅つきと食を楽しむッアー







農家民宿「具座」



西山田観光農園

■旅行期間:令和7年12月7日(土)

■旅行代金:大人 2,000円

<日程表>

子ども

1,500円(※4歳以上~小学生まで)

※記号について ==:ジャンボタクシー、〇:入場観光 ※食事の表記 昼=昼食

■募集人員:24名 ■最少催行人員:16名

■申込日・締切日: 11月14日から出発日の2週間前まで(但し申込者多数の場合は抽選します。)

■利用予定タクシー会社:佐賀タクシー、中央タクシー等

■利用予定宿泊機関:なし

■食事:朝食なし、昼食1回、夕食なし

■添乗員:出発地のSAGA MADOから到着地のSAGA MADOまで同行します。

旅行代金に含まれるもの

①宿泊代金:ホテル・)②食事代金:朝食なし、昼1回、夕食なし③観光代金:日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金④バス代金:空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金⑤団体行動中の税金・チップ
※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

・上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代など②傷害、疾病に関する医療費③任意の旅行傷害保険料

●旅行企画・実施

一般社団法人 佐賀市観光協会旅行課 SAGA MADO店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目4番17号 コムボックス佐賀駅前1階

佐賀県知事登録旅行業第2-74号 ANTA正会員

TEL: 0952-37-7489 FAX: 0952-37-3664

営業日・営業時間:月~金 9:00~18:00 (土日祝日休み)

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者:川﨑 澄義

* 旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者 です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

パンフレット作成日:令7年9月1日

旅行代金算出基準日:令和7年9月1日

FAX: 0952-37-3664

親子で里山の餅つきと食を楽しむツアー参加申込書

一般社団法人 佐賀市観光協会旅行課 SAGA MADO店

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買い物の便宜等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社へ 個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

日記入

ふりがな			性 別	年齡	出 発 日	出発場所	ご自宅番号	()	_
名 前 (代表者)			男·女		12月7日	SAGA MADO	携帯番号	()	_
現住所(連絡先) (〒)										
ふりがな			性 別	年齡	出 発 日	出発場所	ご自宅番号	()	_
名 前			男·女		12月7日	SAGA MADO	携帯番号	()	_
現住所(連絡先)										

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し ご旅行条件書 いたしますので、ご確認の上お申込み下さい

■対単し込み
(1)申込書に必要事項を記入の上、ご報送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「動物料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
(2)電路等の通信手候にてご子約の場合、当社が子約を承諾した日の翌日から起算して3管第日以内に申込書の出出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがはい場合キャンセル扱いとしてます。(中・セセルされる場合は、ご連絡お願いします。)
(3)身体に障害をお持ちの力、健康を害している方、妊娠中の方、補助大使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨が申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。2分、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために頂じた特別は指置に要する費用はお客様の負担とします。
(4)15歳未満の方のご参加は、父母又は根籍者の同じ業者が必要です。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は根籍者の同意者が必要です。
(5)本旅行は「般社団法人・性質・耐災、治金が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承信と上級申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
(6)通信契約では、以前に契めり終結を希望されるお客様との旅行条件

当社が申込金を受理した日とします。 (8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

10周囲原発的により飛行発的が構造され業されるお各種との紹介宗社 の当社は、当社が推携するクレジットカード会社(以下「推携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」と いいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約)と いいます)を条件に、電話、郵便、ファクンミリモの他の通信手段による旅行契約を解結する場合があります。 ただし、当社が推携会社と無署名取扱特約を含む加盟信契約がない等、または業務上の理由等でお受けできな

を確け、そのでは、前者の場合は多数が成立し、後者の場合は多数が指摘がありませんのかった台とはタタより。 **■論行代金・追加論行代金** 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる施行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

■確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが配載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

てもお問合せいただければ手配状院についてご説明いたします。 ■縮行契約内容・代金の変更 (1)当社は天災地空、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に よらない運送サービスの提供その他の当社の同号できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあり ます。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。蓄しい経済情熱の変動により運形を引む 程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。 増額の場合は旅行開始日の前日から起算してきかのけって15日にあたる日より前にお知らせします。 (2)機数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除 したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。 一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除) お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅 行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日ま での取消	旅行代金の 30%		
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%		
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%		
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額		

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

◎取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

□取解料のかからない場合は多様による旅行及等の解除)
 下説の場合は取消料はいただきません。(一部所示)
 ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。

の所行失が打合に主奏。またが打かれてこ。主奏。またしかが無常山の場合。 ②当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。 ③当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。 ■当社による旅行契約の解除

■ 14による旅行を学び開始。 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示) ①お客様の数が契約書面に記載した豊少催行人員に違しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさか のほって、13日日(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ②旅行代金を期日までにお支払しいただけないとき

③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客さまに指書を与えたときは指書を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額 は1人15万円にだし、当社に敵意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は 原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公 署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により接着を被ったとき。

■特別補償

■刊研機関

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約軟特別制備規程により、死亡制備金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として適院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補債限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない当か明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない当を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

■解経経緯 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約9の部の規定によりその変更の内容に応じ で旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補 償金の額に、旅行代金の以客程度とします。また、一般行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は 変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額

	1件あたりの率(%)			
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始 前	旅行開 始後		
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1_5	3.0		
 契約書面に記載した入場する観光地又は観光階段(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 	1_0	2.0		
3.契約書面に配載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの 変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に配載した等級及び 設備のそれを下回った場合に限ります。)	1_0	2.0		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1_0	2.0		
5. 契約書面に記載した本知内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1_0	2.0		
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における値行便の乗継便又は 経由便への変更	1_0	2.0		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1_0	2.0		
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の 条件の変更	1_0	2.0		
g. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があっ た事項の変更	2.5	5.0		

■お客様の責任

■お客様の責任 お客様の意义は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様 は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容につ いて理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行関格後に、契約書面に記載された旅行サービスにつ いて、記載からと異なるものと記載したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービ ス提供者にその旨を申し出なければなりません。

人間はもによい日本でいます。 **患お右様の交替** お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

お客様(当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いしただくことにより交替することができます。 ■事故等のお中出について 統行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できなし事情がある場合は、その事情がなくなり欠策に適知ください。) ■個人情勢の教験しについて ・自性およびご除行をお申込いだいた受託終行業者(以下「原完占」)は、統行申込みの際にご提出しただした (人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手部のために利用させてしただくほか、当社の旅行契 約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供したします。 また、旅行先でのお客様のお買い物学の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報電 予切方法等で免税は等の事業者に提供したします。 □、当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品解決の電子を表記を通過しませる。 し、一つ企業および販売店が共同利用する個人情報のよったとおりです。 住所、民名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入規歴、メールアドレス ハ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約的款について

■券準型正世級行天才学界に C.1、 この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方 (1、当社にご請求ください。当社旅行業的款は、当社ホームページhttp://www.sagabai.comからもご覧になれます。 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法験12条の4による取引条件1腕月書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法 第12条6により交付する契約書面の一部になります。